

## 超保険（傷害定額条項）

改定前					改定後				
<b>特定感染症危険補償特約</b>					<b>特定感染症危険補償特約</b>				
(略)					(略)				
第3条（用語の定義） この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。					第3条（用語の定義） この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。				
	用語	定義				用語	定義		
①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。			①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> 三類感染症 <u>または</u> <u>同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*1)</u> をいいます。		
②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。			②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。		
(略)					(略)				
第6条（お支払いする保険金） (1) 同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。					(*1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u>				
	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人		保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額 (*1)</div>  × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険金支払割合 (*2)</div>	被保険者 (*3)	①	後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">死亡・後遺障害保険金額 (*1)</div>  × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険金支払割合 (*2)</div>	被保険者 (*3)

超保険（傷害定額条項）

改定前				改定後					
			= 保険金の額				= 保険金の額		
②	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。</p> <p>ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。</p>	<p>入院保険金日額(*5)</p> <p>× 入院日数</p> <p>= 保険金の額</p> <p>ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)	②	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。</p> <p>ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。</p>	<p>入院保険金日額(*5)</p> <p>× 入院日数</p> <p>= 保険金の額</p> <p>ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)
③	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。</p> <p>ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*7)以内の通院に限ります。</p> <p>また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p>	<p>通院保険金日額(*8)</p> <p>× 通院日数</p> <p>= 保険金の額</p> <p>ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*9)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)	③	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。</p> <p>ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*7)以内の通院に限ります。</p> <p>また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p>	<p>通院保険金日額(*8)</p> <p>× 通院日数</p> <p>= 保険金の額</p> <p>ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*9)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)
(2) 後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、普通保険約款基				(2) 後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、普通保険約款基					

## 超保険（傷害定額条項）

改定前		改定後	
<p>本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。</p>		<p>本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。</p>	
	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合	
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)	①
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)	②
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。	③
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	④
<p>(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。</p>		<p>(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。</p>	
加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	＝
		適用する保険金支払割合	
加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)	＝
		適用する保険金支払割合	

## 超保険（傷害定額条項）

改定前	改定後
<p>(4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。</p> <p>(5) 当社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。</p> <p>(6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p>(7) 通院保険金において、当社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>(8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>(9) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。</p>	<p>(4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。</p> <p>(5) 当社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。</p> <p>(6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。</p> <p>(7) 通院保険金において、当社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>(8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>(9) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。</p>
<p>① 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。</p>	<p>① 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。</p>
<p>② 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。</p>	<p>② 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。</p>
<p>③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。</p>	<p>③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。</p>
<p>④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。</p>	<p>④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。</p>
<p>(10) 同一の特定感染症について、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。</p> <p>(11) 当社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。</p>	<p>(10) 同一の特定感染症について、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。</p> <p>(11) 当社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。</p>
<p>(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死</p>	<p>(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死</p>

## 超保険（傷害定額条項）

改定前	改定後																																																												
<p>亡・後遺障害保険金額をいいます。</p> <p>(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">後遺障害の等級</th> <th style="width: 80%;">保険金支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>89%</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>78%</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>69%</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>59%</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>50%</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>42%</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>34%</td></tr> <tr><td>第9級</td><td>26%</td></tr> <tr><td>第10級</td><td>20%</td></tr> <tr><td>第11級</td><td>15%</td></tr> <tr><td>第12級</td><td>10%</td></tr> <tr><td>第13級</td><td>7%</td></tr> <tr><td>第14級</td><td>4%</td></tr> </tbody> </table> <p>(*3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。</p> <p>(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。</p> <p>(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。</p> <p>(*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。</p> <p>(*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。</p> <p>(*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。</p> <p>(*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。</p> <p>(*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定による就業制限をいいます。</p>	後遺障害の等級	保険金支払割合	第1級	100%	第2級	89%	第3級	78%	第4級	69%	第5級	59%	第6級	50%	第7級	42%	第8級	34%	第9級	26%	第10級	20%	第11級	15%	第12級	10%	第13級	7%	第14級	4%	<p>亡・後遺障害保険金額をいいます。</p> <p>(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">後遺障害の等級</th> <th style="width: 80%;">保険金支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>100%</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>89%</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>78%</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>69%</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>59%</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>50%</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>42%</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>34%</td></tr> <tr><td>第9級</td><td>26%</td></tr> <tr><td>第10級</td><td>20%</td></tr> <tr><td>第11級</td><td>15%</td></tr> <tr><td>第12級</td><td>10%</td></tr> <tr><td>第13級</td><td>7%</td></tr> <tr><td>第14級</td><td>4%</td></tr> </tbody> </table> <p>(*3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。</p> <p>(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。</p> <p>(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。</p> <p>(*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。</p> <p>(*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。</p> <p>(*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。</p> <p>(*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。</p> <p>(*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定 <u>(*11)</u> による就業制限をいいます。</p> <p><u>(*11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1</u></p>	後遺障害の等級	保険金支払割合	第1級	100%	第2級	89%	第3級	78%	第4級	69%	第5級	59%	第6級	50%	第7級	42%	第8級	34%	第9級	26%	第10級	20%	第11級	15%	第12級	10%	第13級	7%	第14級	4%
後遺障害の等級	保険金支払割合																																																												
第1級	100%																																																												
第2級	89%																																																												
第3級	78%																																																												
第4級	69%																																																												
第5級	59%																																																												
第6級	50%																																																												
第7級	42%																																																												
第8級	34%																																																												
第9級	26%																																																												
第10級	20%																																																												
第11級	15%																																																												
第12級	10%																																																												
第13級	7%																																																												
第14級	4%																																																												
後遺障害の等級	保険金支払割合																																																												
第1級	100%																																																												
第2級	89%																																																												
第3級	78%																																																												
第4級	69%																																																												
第5級	59%																																																												
第6級	50%																																																												
第7級	42%																																																												
第8級	34%																																																												
第9級	26%																																																												
第10級	20%																																																												
第11級	15%																																																												
第12級	10%																																																												
第13級	7%																																																												
第14級	4%																																																												

## 超保険（傷害定額条項）

改定前	改定後
(略)	<u>項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u> (略)